

豊田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、放課後児童の健全育成を目的として活動する社会福祉法人等の運営に要する費用の一部を補助することにより、当該社会福祉法人等の活動の充実を図り、もって本市における放課後児童の健全な育成に資することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす社会福祉法人等とする。

- (1) 市内に事業施設を置いていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市が行う放課後児童健全育成事業と同等の事業を行い、かつ、当該事業について1年以上（保育サービス事業を行っている社会福祉法人及び学校法人の場合は、この限りでない。）の実績があること。
- (4) 政治的又は宗教上の組織に属していないこと。
- (5) 別表第1に掲げる基準を満たしていること。
- (6) 規則第5条第3項各号のいずれにも該当していないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う放課後児童健全育成事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、人件費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入費とし、食糧費及び賄材料費は含まないものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業に関して参加者負担金、この補助金以外の補助金その他の収入（以下「別収入」という。）がある場合における補助基準額は、別表第2に定める補助基準額と補助対象経費から別収入を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を補助金の額とする。
- 3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、放課後児童健全育

成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業参加児童一覧（様式第1号の2）
- (2) 利用契約書（入所決定書）の写し
- (3) 収支予算が分かる予算書等（原本証明をしたもの）
- (4) 市税の完納証明書（申請年度の前年度のもの）
- (5) 規約及び職員名簿（任意様式）
- (6) 役員名簿（任意様式で、全ての役員の氏名、ふりがな、住所及び生年月日が記載されているもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（交付の方法）

第9条 補助金は、概算払により9月及び翌年3月の2回に分けて均等に交付するものとする。
（事業内容の変更）

第10条 補助事業者は、第8条の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに放課後児童健全育成事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（変更の承認）

第11条 市長は、前条の規定による変更の承認申請があったときは、変更内容を審査し、第8条第1項の規定による決定及びそれに付した条件を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を承認したときは、放課後児童健全育成事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者
に通知するものとする。
（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、放課後児童健全育成事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算が分かる決算書等（原本証明をしたもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（額の確定等）

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、放課後児童健全育成事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定した額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、補助事業者は、その差額を市長に返還しなければならない。

（帳簿等の備付け）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業の完了等の日から起算して5年間、これを保管しておかなければならない。

（状況報告等）

第15条 市長は、補助事業を適正に実施させるため、必要に応じて補助事業者に当該補助事業に係る状況の報告又は関係書類の提出を求め、これを検査し、又は必要な指示をすることができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱の規定又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）補助事業を廃止し、又は中止したとき。

（4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（5）第3条各号の条件のいずれかを満たさなくなったとき。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者)所在地	
名称	
(ふりがな) 代表者氏名	
生年月日	年 月 日生
電話番号	() -

年度 放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

年度において放課後児童健全育成事業を実施したいので、豊田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金 円
補助事業の目的	
補助事業の内容	

添付書類

- 1 放課後児童健全育成事業参加児童一覧
- 2 利用契約書（入所決定書）の写し
- 3 収支予算が分かる予算書等（原本証明をしたもの）
- 4 市税の完納証明書（申請年度の前年度のもの）
- 5 規約及び職員名簿（任意様式）
- 6 役員名簿（任意様式で、全ての役員の氏名、ふりがな、住所及び生年月日が記載されているもの）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第7条関係）

年度 放課後児童健全育成事業参加児童一覧

事業所名	
------	--

番号	参加児童の氏名	学年	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

注意 事業所において常時確認できるよう、台帳の整備・保管をしておいてください。

豊 発第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名

様

豊田市長

印

年度 放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 放課
後児童健全育成事業補助金につきましては、豊田市放課後児童健全育成事業
補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により次のとおり交付することを決定し
ましたので、通知します。

補助金交付決定額	金 円
補助事業の内容	
補助金交付の条件	

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者)所在地	
名称	
代表者氏名	
電話番号	() -

年度 放課後児童健全育成事業変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました

年度 放課後児童健全育成事業につきまして、次のとおり申請内容を変更したいので、豊田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第10条の規定により承認されたく、申請します。

補助金交付申請額	変更前	金 円
	変更後	金 円
補助事業の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注意 変更内容が分かる書類があれば、添付して下さい。

様式第4号（第11条関係）

豊 発第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名

様

豊田市長

印

年度 放課後児童健全育成事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました 年
度 放課後児童健全育成事業補助金につきまして、豊田市放課後児童健全育
成事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり決定を変更し
ましたので、同条第2項の規定により通知します。

補助金交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円
変更の条件			

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(報告者)所在地	
名称	
代表者氏名	
電話番号	() -

年度 放課後児童健全育成事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けました 年度 放課後児童健全育成事業を 完了 (廃止 中止) しましたので、豊田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の実績	
補助事業の効果	
廃止又は中止の場合、その理由	

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 収支決算が分かる決算書等（原本証明をしたもの）
- 2 その他市長が必要と認める書類

豊 発第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名

様

豊田市長

印

年度 放課後児童健全育成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 放課
後児童健全育成事業補助金につきましては、豊田市放課後児童健全育成事業
補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり補助金の額を確定し
ましたので、通知します。

補 助 金 確 定 額	金	円
-------------	---	---

注意 この通知による補助金の確定額が概算払により交付した補助金の額を
下回る場合は、その差額を返還していただきます。